

埼玉県訓令第9号

訓 令

本 庁
地 域 機 関

埼玉県文書管理システムに係る電子署名規程を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県文書管理システムに係る電子署名規程

(目的)

第一条 文書管理システム（埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第二十二号。以下「文書管理規程」という。）第二条第八号に規定する文書管理システムをいう。）を用いて行う電子署名の実施に関し必要な事項は、別に定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(用語の定義)

第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。
- 二 電子証明書 埼玉県が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が埼玉県に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。
- 三 電子文書 文書管理規程第二条第七号の電子文書をいう。

(電子署名に用いる職名等)

第三条 電子署名に用いる職名及び使用区分は、次の表のとおりとする。

電子署名に用いる職名	使用区分
埼玉県知事	一般文書（埼玉県公文例規程（昭和四十九年埼玉県訓令第三十号）第二条第四号から第七号までに規定する文書をいう。）用
埼玉県知事職務代理者	右に同じ。

(電子署名責任者)

第四条 電子署名を適正に実施させるため、電子署名責任者を置く。

2 電子署名責任者は、次に掲げる者をもって充てる。

一 文書課長

二 地域振興センター所長

三 県税事務所長

3 電子署名責任者は、次に掲げる事務を処理しなければならない。

一 電子署名の実施に関する事務を処理させるため、電子署名実施責任者を指定すること。

二 電子署名が適正に実施されるよう、電子署名実施責任者を指揮監督すること。

三 電子署名及び電子証明書が不正に利用され、又はそのおそれがあると認められるときその他電子署名及び電子証明書に関し事故が生じたときは、直ちにその旨を総務部長（前項第二号及び第三号に掲げる者にあつては、文書課長を経て総務部長）に報告すること。

四 前三号に掲げるもののほか、電子署名を適切に実施するために必要な措置を講ずること。

4 電子署名責任者の行う事務について、電子署名責任者が出張、休暇その他の事由により不在のときは、電子署名責任者があらかじめ指定した職員がこれを代行する。

（電子署名の実施）

第五条 電子署名責任者又は電子署名実施責任者は、電子署名の実施を求められたときは、施行する電子文書（以下「施行文書」という。）及び決裁文書（文書管理規程第三十一条の決裁文書をいう。）を確認し、文書課長が別に定める方法による審査の結果、適当であると認めるときは、施行文書に電子署名を行うとともに、当該電子署名に係る電子証明書を記録しなければならない。

（電子証明書の更新等）

第六条 電子証明書の更新等は、文書課長が行うものとする。

（電子署名の審査履歴等の調査）

第七条 総務部長は、必要があると認めるときは、電子署名の審査履歴その他電子署名に関し、調査をすることができる。

（委任）

第八条 この訓令に定めるもののほか、電子署名の実施に必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行し、同日以後に文書管理システムを用い

て起案した施行文書及び決裁文書について適用する。